

クレーン等製造許可基準

改正	昭和四七・九・三〇	労働省告示第七六号
改正	昭和五一・八・五	労働省告示第八〇号
改正	昭和五一・八・五	労働省告示第八一号
改正	平成五・二・一	労働省告示第一一六号
改正	平成六・一〇・二四	労働省告示第一〇四号
改正	平成七・二・二六	労働省告示第一三六号
改正	平成一一・四・一	労働省告示第四五号
改正	平成一二・二・二五	労働省告示第二二〇号
改正	平成二五・一・九	厚生労働省告示第一号

(クレーン等の構造)

第一条 クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト又はゴンドラ（以下「クレーン等」という。）の構造は、次の表の上欄に掲げるクレーン等の種類に同じ、それぞれ同表の下欄に掲げる厚生労働省告示に定める構造規格に適合しているものでなければならない。

令第十二条第三号	クレーン構造規格（平成七年労働省告示第百三十四号）
令第十二条第四号	移動式クレーン構造規格（平成七年労働省告示第百三十五号）
令第十二条第五号	デリック構造規格（昭和三十七年労働省告示第五十五号）
令第十二条第六号	エレベーター構造規格（平成五年労働省告示第九十一号）
令第十二条第七号	建設用リフト構造規格（昭和三十七年労働省告示第五十八号）

令第十二条第八号	ゴンドラ構造規格（平成六年労働省告示第二十六号）
----------	--------------------------

（昭五一労働省八〇・昭五一労働八一・平五労働一一六・平六労働一〇四・平七労働一三六・平一二労働一二〇・一部改正）

(計算式、仮定及び実験値)

第二条 構造部分の強度計算の基準に採用されている計算式、仮定及び実験値は、すでに一般に承認されているもの又は一般に承認されている計算式、仮定及び実験値から正当に誘導されたものでなければならない。

(検査設備)

第三条 クレーン等を製造しようとする事業者は、次の検査の設備を有する者でなければならない。

- 一 万能試験機
- 二 放射線試験装置

(主任設計者)

第四条 製造しようとするクレーン等の主任

設計者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十
六号）による大学（旧大学令（大正七年
勅令第三百八十八号）による大学を含む。
次条第一号において同じ。）又は高等専門
学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令
第六十一号）による専門学校を含む。次
条第一号において同じ。）において、機械
工学に関する学科を専攻して卒業した者
（独立行政法人大学評価・学位授与機構
により学士の学位を授与された者（当該
学科を専攻した者に限る。）又はこれと同
等以上の学力を有すると認められる者を
含む。次条第一号において同じ。）で、そ
の後五年以上クレーン等の設計又は工作
の実務に従事した経験を有するもの
- 二 学校教育法による高等学校（旧中等学
校令（昭和十八年勅令第三十六号）によ
る工業学校（修業年限が五年であるもの
に限る。）を含む。以下同じ。）又は中等
教育学校において、機械工学に関する学

科を専攻して卒業した者で、その後八年
以上クレーン等の設計又は工作の実務に
従事した経験を有するもの

- 三 十二年以上クレーン等の設計又は工作
の実務に従事した経験を有する者
（平一一労告四五・平二五厚労告一・
一部改正）

（工作責任者）

第五条 製造しようとするクレーン等の工作
責任者は、次の各号のいずれかに該当する
者でなければならない。

- 一 学校教育法による大学又は高等専門学
校において、機械工学に関する学科を専
攻して卒業した者で、その後三年以上ク
レーン等の設計又は工作の実務に従事し
た経験を有するもの
- 二 学校教育法による高等学校又は中等教
育学校において、機械工学に関する学科
を専攻して卒業した者で、その後六年以
上クレーン等の設計又は工作の実務に従
事した経験を有するもの
- 三 十年以上クレーン等の設計又は工作の

実務に従事した経験を有する者
（平一一労告四五・一部改正）

附 則（昭和五一年八月五日労働省告
示第八〇号） 抄

1 この告示は、昭和五十一年十一月一日か
ら適用する。

附 則（昭和五一年八月五日労働省告
示第八一号） 抄

1 この告示は、昭和五十一年十一月一日か
ら適用する。

改正文（平成七年一月二六日労働省
告示第一三六号） 抄

平成八年二月一日から適用する。

附 則（平成一二年一月二五日労働
省告示第一二〇号） 抄

（適用期日）

第一 この告示は、内閣法の一部を改正する
法律（平成十二年法律第八十八号）の施行
の日（平成十三年一月六日）から適用する。

附 則 (平成二五年一月九日厚生労働

省告示第一号)

(適用期日)

第一条 この告示は、平成二十五年四月一日から適用する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この告示の適用の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。